

# 1. 清瀬市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱

平成20年4月1日訓令第64号

(設置)

第1条 清瀬市における総合的な保健福祉施策を計画的に推進することを目的とし、清瀬市保健福祉総合計画（以下「保健福祉総合計画」という。）を策定するため、清瀬市保健福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画（後期分）の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画（障害福祉計画含む。）の策定に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）の策定に関すること。
- (5) 健康増進計画の策定に関すること。
- (6) その他保健福祉総合計画の策定に関すること。

2 委員会は、前項の所掌事項に関し検討を行い、保健福祉総合計画原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域福祉に関する団体の代表者
- (3) 前号に掲げる者のほか、計画策定に関係する機関に属する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の相互により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、下部組織として専門部会を置く。

2 専門部会は、第2条に掲げる所掌事項について、個別計画案の作成を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 専門部会は、第3条に掲げる委員並びに関係者及び関係職員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。

4 専門部会に座長を置く。

5 座長は、専門部会に属する専門部会委員の互選により選出するものとする。

6 専門部会は、座長が招集し、主宰する。

7 専門部会は、必要に応じて専門部会委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第7条 委員会及び専門部会の設置期間は、第2条に掲げる報告をもって終了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 2. 清瀬市保健福祉総合計画策定委員会及び同専門部会委員名簿

氏名	役職(所属団体)	委員区分	委員会	専門部会			
				次世代	障害者	高齢者	健康
1 山下 英三郎	日本社会事業大学 社会福祉学部教授	知識経験者	○	座長			
2 柳田 正明	日本社会事業大学 実習教育センター実習助教授	知識経験者	○		座長		
3 村川 浩一	日本社会事業大学 社会福祉学部教授	知識経験者	委員長			座長	
4 森 亨	国立感染症研究所 ハンセン病研究センター長	知識経験者	○				座長
5 井桁 孝正	清瀬市医師会顧問 清瀬市介護認定審査会会長	関係機関	○			○	
6 和氣 不二夫	清瀬市歯科医師会会長	関係機関	○			○	
7 阿久津 たか子	清瀬市薬剤師会	関係機関	○				○
8 松島 郁子	東京都多摩小平保健所 地域保健推進担当副参事	関係機関	○				○
9 栗原 博	東京都小平児童相談所所長	関係機関	○	○			
10 小林 典子	結核予防会結核研究所 対策支援部長	関係機関代表	副委員長	○			
11 土金 百合子	清瀬市社会福祉協議会常務理事	福祉団体代表	○			○	
12 池永 和子	民生・児童委員協議会会長	福祉団体代表	○		○		
13 丸山 安三	信愛報恩会 特別養護老人ホーム信愛の園施設長	福祉団体代表	○			○	
14 寺岡 正毅	清瀬市身体障害者福祉協会会長	福祉団体代表	○		○		
15 根岸 征児	公募委員	市民代表	○			○	
16 土屋 テル子	公募委員	市民代表	○			○	
17 吉岡 力	公募委員	市民代表	○	○			
18 高木 薫	公募委員	市民代表	○	○			
19 富永 健太郎	公募委員	市民代表	○		○		
20 栗山 恵子	公募委員	市民代表	○		○		
21 天野 淑子	公募委員	市民代表	○				○
22 牧島 幸子	公募委員	市民代表	○				○
23 小俣 みどり	NPO法人子育てネットワーク ピッコロ代表	次世代育成専門部会		○			
24 五十嵐 淑子	清瀬市私立保育園園長会 清瀬上宮保育園園長			○			
25 内野 光裕	清瀬市私立幼稚園協会 清瀬ゆりかご幼稚園理事長			○			
26 大平 恵子	市立小中学校校長会会長 芝山小学校校長			○			
27 藤巻 一	清瀬市青少年委員会会長			○			
28 登山 彩文	(社)アフターケア協会統括所長	障害者専門部会			○		
29 小室 謙二	(社)清瀬わかば会副会長				○		
30 村上 斉二	(社)椎の木会常務理事				○		

氏名	役職（所属団体）	委員区分	委員会	専門部会			
				次世代	障害者	高齢者	健康
31 奥山 裕司 ※6月30日まで	清瀬市障害者福祉センター 施設第2係係長	障害者専門部会			○		
31 甘糟 朋行 ※8月25日付委嘱	清瀬市障害者福祉センター 施設第1係係長				○		
32 野尻 洋一	東京都立清瀬特別支援学校校長				○		
33 内田 豊	NPO法人情報労連 東京福祉センター事務局長	高齢者専門部会				○	
34 宮崎 正朔	介護老人保健施設たけおか保養会理事長					○	
35 長島 義剛	有料老人ホームグラウンドホームカベナウム 代表取締役					○	
36 森田 國子	清瀬市老人クラブ連合会会長					○	
37 鈴木 由香	特別養護老人ホーム清雅苑施設長					○	
38 田代 文子	上宮会清瀬リハビリテーション病院 リハビリテーション科長					○	
39 濱本 洋子	国立看護大学校看護学部長	健康増進専門部会					○
40 田島 通夫	清瀬市健康づくり推進員会長						○
41 杉本 正邦	清瀬市医師会理事 杉本医院医院長						○
42 大西 美香	清瀬市歯科医師会公衆衛生理事 大西歯科クリニック院長						○
43 小寺 順子	地域活動栄養士会代表						○
<b>合 計</b>		<b>本委員会</b>	<b>22人</b>	10人	10人	13人	10人

### 3. 清瀬市保健福祉総合計画策定委員会及び同専門部会開催経過

#### 策定委員会

	開催日	主 な 内 容
第1回	平成20年5月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状交付、委員長・副委員長選出</li><li>・委員会及び専門部会の運営について</li><li>・清瀬市保健福祉総合計画策定の基本的な考え方について</li></ul>
第2回	平成20年9月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・各専門部会の開催経過報告</li><li>・地域福祉計画の策定について</li></ul>
第3回	平成20年12月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・各専門部会の開催経過報告及び中間のまとめについて</li><li>・「総論」、「地域福祉計画」の素案について</li><li>・市民説明会の開催について</li></ul>
第4回	平成21年2月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民説明会報告及びパブリックコメントについて</li><li>・個別計画の最終まとめ（案）について</li><li>・清瀬市保健福祉総合計画の最終まとめ（案）について</li></ul>

## 健康増進専門部会

	開催日	主 な 内 容
第1回	平成20年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座長選出</li> <li>・清瀬市健康増進計画の策定に当たって</li> </ul>
第2回	平成20年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進計画書の構成イメージと人口動態等について</li> <li>・清瀬市の保健事業の実績等</li> <li>・アンケート項目の概要報告</li> </ul>
第3回	平成20年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査簡易集計報告</li> <li>・現状と課題の分析</li> <li>・重点課題の選定</li> </ul>
第4回	平成20年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果報告</li> <li>・本市における健康課題等について</li> <li>・項目別の具体的な取り組みの推進</li> <li>・ライフステージ（世代別）ごとの目標等</li> <li>・本計画の保健福祉総合計画への組み入れ</li> </ul>
第5回	平成20年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり団体アンケート結果報告</li> <li>・きよせ健康づくり21（清瀬市健康増進計画中間のまとめ）計画の基本理念・基本目標・重点課題等について</li> </ul>
第6回	平成21年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会報告</li> <li>・きよせ健康づくり21（清瀬市健康増進計画案）について</li> <li>・今後の対応</li> </ul>

## 次世代育成専門部会

	開催日	主 な 内 容
第1回	平成20年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座長選出</li> <li>・計画の内容等について</li> <li>・子ども家庭部の主な事業状況等について</li> </ul>
第2回	平成20年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口推計について</li> <li>・次世代育成支援行動計画（前期計画）の目標事業量の進捗状況について</li> <li>・現状と課題について</li> <li>・アンケート調査について（骨子の説明、調査票の作成等）</li> </ul>
第3回	平成20年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査集計速報について</li> <li>・人口推計について</li> <li>・現状と課題について</li> </ul>
第4回	平成20年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子（中間のまとめ案）について</li> <li>・専門部会の追加開催について</li> </ul>
第5回	平成20年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子（中間のまとめ案）について</li> </ul>
第6回	平成20年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子（中間のまとめ案）について</li> </ul>
第7回	平成21年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会報告及びパブリックコメントについて</li> <li>・計画案（最終のまとめ）について</li> </ul>

## 障害者専門部会

	開催日	主 な 内 容
第1回	平成20年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座長選出</li> <li>・計画の内容等について</li> <li>・障害福祉課の主な事業状況について</li> </ul>
第2回	平成20年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の骨子について</li> <li>・サービス必要量の見込みと実績について</li> <li>・市内相談支援事業実施機関ヒアリング (清瀬市社会福祉協議会、社会福祉法人権の木会)</li> </ul>
第3回	平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体及び事業所ヒアリング ○視覚障害者「四季の会」○清瀬市手をつなぐ親の会(清瀬福祉作業所) ○清瀬わかば会(工房わかば・わかば学童クラブ) ○蒼空会(どんぐりグループ) ○清瀬園○喜望園○東京アフターケア協会(セルフ清瀬、清瀬作業所、汽車の家作業所)○清瀬療護園○清瀬市社会福祉協議会(ひまわり園、生活介護、学童クラブのびのび)</li> </ul>
第4回	平成20年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査集計速報について</li> <li>・障害者就労支援の状況について ハローワーク三鷹、障害者就労支援センター「ワークルキよせ」の状況説明</li> <li>・清瀬市の現状と課題のまとめ</li> </ul>
第5回	平成20年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・中間のまとめ素案について</li> </ul>
第6回	平成20年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめ素案について</li> <li>・目標数値の考え方について</li> </ul>
第7回	平成21年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会報告及びパブリックコメントについて</li> <li>・最終答申について</li> </ul>

## 高齢者専門部会

	開催日	内 容
第1回	平成20年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座長選出</li> <li>・計画の内容等について</li> </ul>
第2回	平成20年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の介護保険の現状</li> <li>・介護保険以外のサービスの概要について</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
第3回	平成20年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果速報について</li> <li>・清瀬市地域包括支援センターの現状について</li> <li>・圏域設定について</li> <li>・きよせ介護サポーター事業の概要について</li> <li>・介護保険制度の最新の動向</li> </ul>
第4回	平成20年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関による高齢者支援策等について 清瀬市シルバー人材センター、清瀬市社会福祉協議会より説明</li> <li>・アンケート調査集計結果について</li> <li>・圏域設定について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（骨子）案について</li> </ul>
第5回	平成20年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画「中間まとめ」（案）等について</li> <li>・介護保険料について</li> </ul>
第6回	平成21年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会報告</li> <li>・高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）について</li> <li>・第4期介護保険事業計画の事業量推計等について</li> <li>・第1号被保険者に係る介護保険料について</li> <li>・介護保険料の試算額について</li> <li>・利用料・保険料の軽減制度等について</li> </ul>
第7回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料の再試算額等について</li> <li>・パブリックコメントの報告等について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）について</li> </ul>

## 4. 用語解説

### あ行

用語	解説
一時保育	保護者のパート勤務、病気・出産等の緊急時、育児に疲れた時など、日中保育園などで未就学のお子さんをお預かりします。
一般就労	福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労及び自らの起業などによる就労のことです。
インスリン	血液中のブドウ糖(血糖)をエネルギーとして取り込むためのホルモン。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助のこと。フォーマルサービス(公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス)の対語。
ウォーキング	ゆっくり時間をかけて歩きながら、体内に酸素を取り入れる有酸素運動。
NPO	NPO とは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。
延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を越えて保育を行います。

### か行

用語	解説
介護相談員	介護保険サービスの質的向上を目的として、市民公募により選任された相談員が介護保険のサービス利用者や家族からサービスに対する悩み・苦情・疑問などの相談を受け、サービス提供事業者へ伝えることで悩み等の解消を図ります。
介護報酬	介護保険におけるサービスを提供した事業者に支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島など特殊事情を勘案し、特別区・特甲地・甲地・乙地・その他の5つの地域区分が設けられています。
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者(保険加入者)となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部(原則 10%)を支払って介護サービスを利用する制度。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことをさします。

介護療養型老人保健施設	療養病床に入院するほどではないが、夜間の看護体制、急性増悪期や看取り対応などの医療ニーズを必要とする人を受け入れるために療養病床から老人保健施設に転換した施設。
学童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満のお子さんを授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、園健全な育成を図るものです。
かくれ肥満	体重は正常であるのに、体の中の脂肪組織の割合が多い状態。
家庭福祉員（保育ママ）	保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする原則3歳未満の乳幼児を、看護師や保育士等の資格を有している家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行います。
居宅介護支援	要介護（要支援）認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。
緊急通報システム	日常生活を営む上で常時注意が必要な慢性疾患を有するひとり暮らし高齢者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援される仕組み。
グループホーム	高齢者や障害者が、少人数で借家やアパート等で共同生活をし、それを支援施設の職員や近隣住民、ボランティア等が食事提供、生活指導、相談・助言等、生活を支援すること。
ケアハウス	60 歳以上の人であって、身体機能の低下が認められるなど居宅において生活することが困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活に必要なサービスを行うことによって自立した生活が継続できるよう工夫された施設。軽費老人ホームの一種。
ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
ケアホーム	障害程度区分2以上の知的障害のある人や精神障害のある人が共同で生活する住居で、グループホームで行われている日常的な生活援助に加えて食事や入浴、排せつなどの介護を行います。
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職。
ケースワーカー	社会福祉主事のことで、病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための指導をする人のこと。
健康日本 21	疾病の一次予防に重点を置いた「21 世紀における国民健康づくり運動」。

権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。	
高額介護サービス費	所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。	
高機能自閉症	自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいいます。	
高齢化率	高齢化率とは全人口に占める 65 歳以上の人の割合。高齢化率 7.0%で「高齢化社会」、高齢化率 14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率 21.0%を超えると「超高齢社会」と言われています。	
コーディネーター	複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。	
子育てひろば(A型)	保育園や児童館等	保育所及び児童館等の機能を活用して、子育て家庭へのつどいの場の提供や交流、仲間作りの促進、育児講座等の啓発活動や子育てに関する相談を行います。
子育てひろば(B型)	保育園等	
子育てひろば(C型)	商店街の空き店舗等	
子ども家庭支援センター	18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談に応じたり、ショートステイや一時保育(一時保育は行っていない。在宅サービスとしては育児支援ヘルパー派遣)などの在宅サービスの提供など、子育て支援システムの中核機関であり、その他の主な活動として「子育てに関する広汎な情報の収集や提供」「虐待予防ネットワークの整備・充実」「見守りサポート」「地域組織化活動」などがあります。	

## さ行

用語	解説
産後支援ヘルパー	出産・退院したけれど近くに頼れる人がいない……そんな家庭の方にヘルパー派遣を行います。家事援助はもちろん、育児に関するアドバイスも受けられます。
歯間部清掃用具	歯ブラシでは取り除きにくい歯と歯の間の汚れを取り除くための補助的な清掃用具。糸つきようじ(デンタルフロス)、歯間ブラシなど。
脂質異常症	血液中にコレステロールや中性脂肪などの脂質(油分)が増えた状態。2007年に高脂血症から脂質異常症に病名が変更された。
自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示します。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられています。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。

<b>社会福祉法</b>	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。
<b>社会福祉法人</b>	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められています。
<b>周産期死亡</b>	妊娠満 22 週以後の死産と生後 1 週未満の早期新生児死亡をあわせたもの。
<b>受動喫煙</b>	非喫煙者が身近な喫煙者などによりたばこの煙を吸わされること。
<b>手話通訳者</b>	音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。
<b>循環器疾患</b>	循環器とは血液の循環をつかさどる器官で、代表的な循環器疾患としては、脳梗塞や脳内出血の「脳卒中」と急性心筋梗塞などの「心疾患」がある。
<b>障害者基本法</b>	障害のある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年6月に改正され、何人も障害のある人に対して、それを理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられました。
<b>障害者週間</b>	障害者基本法に定める、12 月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。
<b>障害者就業・生活支援センター</b>	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
<b>障害者自立支援法</b>	身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。障害者支援を施設での保護中心から地域生活中心に転換し、市町村を実施主体として、障害のある人の自立に向けた支援を行います。
<b>ショートステイ</b>	保護者が病気・出産・育児疲れなどの理由で、お子さんの養育が困難な時、児童福祉施設などでお子さんをお預かりします。
<b>自立支援医療</b>	平成 18 年の障害者自立支援法施行にともない、精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則1割となります。所得に応じて上限が決められています。

身体障害者手帳	身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。
スクールカウンセラー	学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。
ストック	在庫品、手持品のこと。本計画では、商店街の空き施設、公的住宅等の空き部屋、小中学校等余裕教室などの既存の施設等をいいます。
生活援助員	障害者や高齢者などに、自立した生活を営むために提供するさまざまな手助けを行う人のこと。
生活機能評価検査	65歳以上(要介護・要支援認定者を除く)の方を対象に、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な高齢者を早期に把握することを目的に実施する検査。特定高齢者基本健診及び後期高齢者基本健診受診時に同時実施しています。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
生活の質	クオリティ・オブ・ライフ(QOL)。ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることが出来ているかを計るための尺度として働く概念。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証するものです。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障害と能力障害の状態の両面から総合的に判定されます。
精神保健福祉士	精神障害者の保健や福祉に関する専門的知識と技術をもち、社会復帰の相談、助言、指導、日常生活への適応訓練や援助を行う人のこと。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。
節度ある適度な飲酒	健康日本21では、1日平均純アルコールで20%程度(日本酒1合、ビール中瓶1本)としています。

## た行

用語	解説
タイアップ	協力、提携、結びつきのこと。
多量飲酒	健康日本21では、1日当たり平均純アルコールで約60gを越える人多量飲酒者としている。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

<b>地域自立支援協議会</b>	相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障害福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。
<b>地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)</b>	認知症や知的障害者、精神障害者などのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されています。
<b>地域包括支援センター</b>	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
<b>地域密着型サービス</b>	高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な市町村で提供される新たな介護サービス。
<b>通常保育</b>	保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園で保育を実施します。
<b>DMFT指数</b>	1人当たりの虫歯(D)、虫歯で抜いた歯(M)、虫歯で修復した歯(F)の合計。
<b>特定健康診査・特定保健指導</b>	2008年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行うものです。
<b>特定高齢者</b>	生活機能評価検査の結果、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者のこと。
<b>特定入所者介護サービス費</b>	所得が一定額以下の要介護(要支援)認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。
<b>特定保育</b>	パートタイムなどで働いているため、毎日ではないが、週に2～3日や、午前か午後の半日だけなど、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならないお子さんを、一時的に保育するサービス。
<b>特別支援教育</b>	従来の心身障害教育の対象だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導、支援を行うこと。
<b>トワイライトステイ</b>	残業等で保護者の帰宅が遅い場合、児童福祉施設などで17時以降22時頃までお子さんをお預かりして、夕食・入浴の提供等生活の援助をします。

## な行

用語	解説
認証保育所	東京都独自の認証基準を満たし、認証した認可外保育施設です。0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けており、駅前など利便性が特徴のA型と0歳～2歳児対象の小規模な家庭保育を特徴とするB型があります。
認知症	脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のこと。
認定こども園	認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より開始された制度です。幼稚園、保育所等であって、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能などを備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。事業形態は「幼保連携型」「幼稚園型」(幼稚園で長時間保育を行なう)「保育所型」(保育内容の充実)「地方裁量型」(認可外保育所の充実)の4形態があります。
ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった福祉の最も重要な理念です。

## は行

用語	解説
パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、住民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のこと。
8020(ハチマルニイマル)	80歳になっても20本の歯を保っている状態。
バリアフリー	住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去をいいますが、福祉的にはより広く高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
病後児保育(施設型) 病後児保育(派遣型)	保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、病気回復期にあるおおむね10歳未満のお子さんを一時的にお預かりします。家庭または保育士、看護師その他の者の居宅等において保育を行う「派遣型」と、保育所その他の施設、病院または診療所等において保育を行う「施設型」があります。
ファミリー・サポート・センター	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織によって保育園への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行います。

<b>福祉サービス第三者評価</b>	事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することです
<b>福祉的就労</b>	一般就労が困難な障害のある人のために配慮された授産所や作業所への就労。
<b>福祉有償運送</b>	営利を目的としない NPO 法人等が、障害者・要介護認定者などの移動困難な方を対象に、乗り降りを容易にする機能がある車両を使って有償で移送サービスを行います。
<b>ヘルスプロモーション活動</b>	健康的なまちづくりに向けて、行政、住民、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担いながら、健康的な生活習慣を推進していくこと。
<b>放課後子ども教室</b>	放課後に小学校施設等安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画(企画・運営)のもとで勉強やスポーツや文化活動を行い、子ども達の健やかな成長の機会を提供する目的で実施します。
<b>包括的支援事業</b>	市町村が行う地域支援事業の一部で、地域包括支援センターにおいて、特定高齢者の介護予防事業の利用プランの作成、高齢者からの各種相談業務、権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等を行います。
<b>訪問型一時保育</b>	保護者が病気、出産や入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる未就学のお子さんを対象に自宅に保育士等を派遣します。
<b>母子健康手帳</b>	母子保健法に基づき、市町村から妊娠の届出をした妊婦に交付される手帳。妊娠・出産・育児の状況を記録するもの。
<b>補装具</b>	身体機能を補完、代替し使用されるもので、義肢、装具、車いすなどの器具のこと。
<b>ポピュレーションアプローチ</b>	その地域の健康を維持・増進することを目的とした、すべての活動で、対象を一部に限定せず集団全体へのアプローチを行うこと。
<b>ボランティアコーディネーター</b>	ボランティアセンターや施設、学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている」人に双方の希望にあった活動を紹介したり、相談や助言、情報提供などを行う人のこと。

## ま行

用語	解説
慢性閉塞性肺疾患	息をするときに気管支や肺に障害が起きて、呼吸がしにくくなる肺の生活習慣病で、喫煙と深い関わりがある。
民生委員・児童委員	民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。
メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)	腹囲が男性で 85cm、女性で 90cm 以上の人のうち、①脂質異常(中性脂肪値 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dL 未満) ②血圧高値(最高血圧 130mmHg 以上、または最低血圧 85mmHg 以上) ③高血糖(空腹時血糖値 110mg/dL)の3項目のうち2つ以上を有する状態。

## や行

用語	解説
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。介護付き、住宅型、健康型があります。
養護老人ホーム	身体的・精神的・経済的理由等により、在宅において養護・介護を受けることが困難な、原則 65 歳以上の高齢者を対象にした入所施設。

## ら行

用語	解説
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、成人期、壮年期、高齢期などの年代による人生の段階。
リスク	病気になったり、健康への被害を被ったりする危険性。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。東京都では「愛の手帳」といいます。障害の程度は、療育手帳は重い方からA判定がA1、A2、B判定がB1、B2と記載されます。愛の手帳では重い方から1、2、3、4度まであります。
療養病床再編成	利用者の状態に応じた施設の適切な機能分担を推進し、療養病床を医療の必要性が高い利用者を受け入れる病床に再編を行い、医療の必要性の低い利用者については老人保健施設等の介護施設や居住系サービス利用による在宅生活を目指します。
レセプト	患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書。

## 清瀬市保健福祉総合計画

清瀬市

〒204-8511

東京都清瀬市中里5丁目842番地

電話 042-492-5111

